

## 自治会集会所建設事業補助金交付要綱事務取扱要領

- 1 自治会集会所建設事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第1条中の「増築」、「補修」とは、次の場合をいう。
  - （1）増築とは、集会所の同じ棟続きで、延床面積が増加するものをいう。
  - （2）補修とは、集会所の建物本体が破損した部分を修繕する場合の他建物の老朽化による改修工事、バリアフリー化、シロアリ被害による改修工事等を含むものとする。
- 2 要綱第3条中「市長の認める対象事業経費」とは、次のものをいう。
  - （1）集会所の本体となる建物の新築・増築及び補修工事費  
この場合、集会所の棟続きで集会所としての機能を果たすために必要な次の施設は、集会所の本体として取り扱う。ただし、集会所と棟続きではない又は同一敷地外の次のエの施設についても、集会所の本体とみなす。
    - ア 会議室
    - イ 便所
    - ウ 炊事場
    - エ 物置（基礎のないものを除く。）
    - オ 電気、ガス、給排水施設（太陽光発電設備等を除く。）
    - カ エアコン
  - （2）新築・増築及び補修工事に伴う次の諸費用
    - ア 設計委託料
    - イ 建築確認手数料及び完了検査料
    - ウ 給排水設備の設置、改修に伴う初期費用（水道加入金等）
  - （3）既存建物の購入に際して、既存建物を集会所用途に供するために必要な改修費及び修繕費  
この場合、取得の同一年度内若しくは取得後6ヶ月以内の改修及び修繕に限るものとする。なお、当該経費は既存建物の購入と同一事業経費とし、補助金の最高限度額は500万円とする。
- 3 前項の規定に関らず、次の費用については、「市長の認める対象事業経費」としては取り扱わない。
  - （1）建設用地取得費
  - （2）土地造成費
  - （3）旧建物の解体、撤去費
  - （4）外構工事費
  - （5）公共下水道及び農業・漁業集落排水等の公共ます設置費
- 4 要綱第3条中「補償金」とは、集会所の本体となる建物の建設に対する補償金をいい、土地の取得及び旧建物の解体、撤去に対する補償金は含ま

ない。

- 5 この要綱による補助を受けて自治会集会所を新築・増築及び新規購入した自治会にあっては、天災等により市長が特に補助の必要を認めた場合を除き、その後20年間は新築・増築及び新規購入に要する経費に対し重ねて補助しないものとする。
- 6 この要綱による補助を受けて自治会集会所を新築・増築及び新規購入した自治会にあっては、天災等により市長が特に補助の必要を認めた場合を除き、その後10年間は補修に要する経費に対し重ねて補助しないものとする。
- 7 この要綱による補助を受けて自治会集会所を補修した自治会にあっては、市長が特に補助の必要性を認めた場合を除き、その後3年間は重ねて補助しないものとする。(ただし、合併前の要綱に基づいた補助は年数制限の対象とはしないものとする。)
- 8 前3項の期間の計算は、補助を受けた翌年度4月1日を起算とし、1年未満の期間を切り上げるものとする。